

定 款

平成 20 年 12 月 18 日 作成
平成 23 年 10 月 3 日 変更
平成 28 年 2 月 1 日 変更
平成 29 年 8 月 26 日 変更
平成 30 年 1 月 12 日 変更
平成 30 年 11 月 28 日 変更
令和元年 7 月 1 日 変更
令和元年 8 月 30 日 変更
令和元年 11 月 27 日 変更
令和 3 年 1 月 21 日 変更
令和 3 年 12 月 1 日 変更
令和 4 年 11 月 29 日 変更
令和 5 年 11 月 29 日 変更

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社アイドマ・ホールディングスと称し、英文では、Aidma Holdings, Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 総合人材サービス事業
2. ウェブ広告事業
3. 人材教育事業
4. 営業支援事業
5. 業務支援の各種ツールの企画、開発、販売、運用及び保守
6. オンラインコミュニケーションツールの企画、開発、販売、運用及び保守
7. コンピュータソフトウェア・ハードウェア、クラウド製品の企画、開発、運用及び保守
8. データベースの企画、設計、開発、販売及び保守
9. 情報収集サービス事業及び情報提供サービス事業
10. 各種コンサルティング事業
11. 各種セミナー、イベントの企画、運営、実施
12. 情報通信事業
13. 有価証券の保有、運用、管理及び売買その他の投資事業
14. 銀行代理事業、決済代行事業等の各種金融事業
15. 有料職業紹介事業
16. 労働者派遣事業
17. 古物営業法に基づく古物売買事業
18. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
19. その他適法な一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。

(公告をする方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機 関)

第 5 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、51,408,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受けける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要があるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の規定に基づく株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、株主総会の日から10年間本店に備え置くものとする。

(電子提供措置等)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、9名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役社長を選定し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会を招集するには、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に参加することができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 取締役会の決議の目的である事項について取締役から提案があった場合に

おいて、当該事項につき議決に参加することができる取締役の全員が、書面又は電磁的記録により当該提案に同意の意思表示をしたときは、監査役が当該提案について異議を述べた場合を除き、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

- 2 当会社は、前項の書面又は電磁的記録を取締役会の決議があつたものとみなされた日から10年間本店に備え置くものとする。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会規程による。

(取締役会議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名を行う。

- 2 当会社は、取締役会の議事録を取締役会の日から10年間本店に備え置くものとする。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第34条 監査役会はその決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第37条 監査役に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会規程による。

(監査役会議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第41条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。

(中間配当金)

第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第46条 前2条に定める剰余金の配当が、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。